

工学研究科

【修士論文審査基準】

(学位申請資格)

修士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 修士課程に2年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得する見込みである者
- (2) 在学中である者
- (3) 研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

(修士論文の審査)

修士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究成果の妥当性
研究成果は、新規性、有用性及び信頼性のいずれにも優れているか。
- (2) 情報収集能力
十分な文献や研究動向の調査を行い、先行研究に対する自分の研究の位置づけ及び意義を明確にできたか。
- (3) 研究遂行能力
理論の構築、実験・シミュレーションによる実証・評価、システムの実現及び評価、作品の制作等が十分にできたか。
- (4) 情報発信能力
研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に的確に答えられたか。
- (5) 論文作成能力
論文としての体裁(表紙、要旨、目次、章立て、本文、結論、参考文献等)が整っているか。

【博士論文審査基準】

(課程博士学位申請資格)

課程博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得した者(見込みを含む。)
- (2) 別表1に規定する課程博士学位申請基準を満たす者
- (3) 在学中である者
- (4) 研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

(論文博士学位申請資格)

論文博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 別表1に定める論文博士学位申請基準を満たす者
- (2) 研究科専任大学教員(以下「専任教員」という。)の推薦がある者

(博士論文の審査)

博士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 課題設定が適切かつ明確であること。

- (2) 先行研究のサーベイ及び引用が適切にされていること。
- (3) 内容に誤りがなく、論旨に一貫性があること。
- (4) 論文の構成が適切であること。
- (5) 研究の進め方及び手法が適切であること。
- (6) 学術的意義及び社会的意義について吟味されていること。
- (7) 新規性、進歩性、有用性及び独創性が示されていること。

別表1 学位申請基準

課程博士学位申請基準	論文博士学位申請基準
<p>査読付学術論文2編以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1編は研究科専任教員との共著であること。 ・少なくとも1編は、研究科博士後期課程入学後に採択されたものであること。 ・筆頭著者であること。 ・査読付き学術論文に代替される論文等の判断については、以下備考欄を参照すること。 	<p>査読付学術論文3編以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆頭著者であること。 ・査読付き学術論文に代替される論文等の判断については、以下備考欄を参照すること。
<p><備考欄></p> <p>(1) 査読付学術論文に代替される論文等の判断の目安</p> <p>① 査読付き国際会議筆頭発表論文で代替するケースについて</p> <p>(あ) 採択率が30%以下の国際会議の口頭発表筆頭論文については、2件程度を査読付学術論文1編と等価とする等の判断があり得る。</p> <p>(い) 査読付学術論文に採択されるよりも難関かつ名誉な国際会議での口頭発表筆頭論文については、1件を論文1編と等価とする等の判断があり得る。</p> <p>② 著書で代替するケースについて</p> <p>著書については査読の有無、書かれた経緯等によっては、査読付学術論文1編と等価とする等の判断があり得る。ただし、ワークショップ及び国際会議発表筆頭発表論文を査読なしで著書化する場合もあることから、背景を十分調査する必要がある。</p> <p>(2) 学位申請者が筆頭著者ではない論文等の取扱いについて</p> <p>本人が行った研究は、通常、本人が筆頭著者になるが、学際分野においてはその限りではなく、また研究室によっては伝統的に研究指導教員が筆頭となる体制を維持している場合があり得る。このため、当該研究室における過去の論文リスト等を十分調査した上で学位申請者が筆頭著者ではない論文等を業績として認めることがあり得る。ただし、この場合は、学位申請者は共著者に対して次に掲げる内容に同意する書類（以下「共著者同意書」という。）の作成を求め、学位申請書類に添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 博士学位申請に利用すること。 ② 他の学位申請に流用しないこと。 ③ 博士学位授与後にインターネットの利用により博士論文全文を公表すること。 <p>なお、共著者同意書は、共著者の署名・捺印を含むものとする。</p>	